

## 横浜家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和2年12月11日（金）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

### 第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

伊藤薫，今村智仁，大隅正寿，岡部伸康，鬼澤友直，菊地哲也，佐藤基，田口幸子，田口紀子，長谷川愉，平井美佳，平沼義幸，三嶽昌幸

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，次席家庭裁判所調査官，総括主任家庭裁判所調査官，主任家庭裁判所調査官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐，総務課庶務係長

（オブザーバー）

神奈川県弁護士会所属藤田香織

### 第4 テーマ

児童虐待に関連する家裁の実務の実情について

### 第5 議事

- 1 首席家庭裁判所調査官から，今回の委員会のテーマの趣旨等について，次のとおり説明があった。

児童虐待の相談件数は統計開始後右肩上がりに上昇を続けており，社会の耳目を集めるような悲惨な事件も後を絶たない。重大な結果を招いた事件の報道に接する度に，そうなる前に何らかの手を打てなかったのかと悲しい気持ちになるが，残念ながらここ20年来同様の事件が繰り返されているのが実情である。

そのような中，児童相談所が中心となって，学校，保育園，幼稚園，保健所，病院，警察等と連携して防止策を協議する「要保護児童対策地域協議会」等の協議に家庭裁判所も一機関としてオブ参加し，協議内容の把握に努めている。また，児童相談所を申立人として家庭裁判所の判断を求める事件類型があり，申立てを受けた場合には，子の最善の利益を考慮した調査，審判を速やかに行うよう尽力している。

この機会に，家裁委員の皆様，児童虐待に関連する家庭裁判所の実務の実情をお示しし，児童相談所や弁護士活動の実際についても御紹介いただき，児童虐待に関する社会的な取組や多機関連携の推進，その一助としての家庭裁判所の活用などについて忌憚のない意見交換をお願いします。

- 2 塚田浩崇横浜家庭裁判所主任家庭裁判所調査官から，今回のテーマに関して，児童

虐待に関連する家庭裁判所の事件類型，児童福祉法28条1項事件の調査・審判の実際についての説明があった。

3 神奈川県から，児童相談所における児童虐待相談の現状についての発表があった。

4 神奈川県弁護士会から，弁護士が関わる虐待事案についての発表があった。

5 意見交換（以下，◎委員長，○委員，◆事務担当者，◇オブザーバー）

○ 児童虐待は，一日でも早く解決すればいい。事案の複雑化が進んでおり，いろいろな家庭があるので一言では言えないが，親子の絆を取り戻していくことが，対応の根幹としてあると思う。親子の絆の中で，子どもは大きく育っていけばいい。どうしようもない場合が多々あると思うが，親子の絆を信頼して対応していくことが，子どもの対応の在り方であると思う。

◎ 児童相談所から，寄り添う，つながるといった精神についての説明をお願いしたい。

○ 児童相談所は，虐待の対応機関ではあるが，親を罰するのではなく，飽くまでも支援する機関であり，それが役割である。虐待という事象自体は，死亡したり重篤な怪我を負ったりと重い事案もあるが，そこだけを見るのではない。虐待の要因は，一つ二つでなく，親の生い立ちを含め，経済的な事情，被虐待の経験，精神疾患等，複雑に絡み合ったものである。できるだけこれらの背景を十分に理解しながら，親が本来持っている力，健全な部分を發揮してもらうことが，我々の役目である。親が力を發揮することによって，親子関係は健全な関係に復活するというのが，基本的なスタンスである。

◎ 皆さんが，非常に御苦労されていることが分かった。虐待の事件数増加に対して，制度的な改善，あるいは，制度ではなくてもこういうことがあればとよいというものもお聞かせ願いたい。

◇ 必ずしも虐待事件で裁判所に持ち込まれる事件が減れば，社会全体として良いかというものではないと思う。今まで顕在化していなかったものが，ようやく皆の前に開かれるようになってきた。例えば，過去には事故死として処理されてきたものなどが，虐待として上げられるようになってきたのではないか。したがって，虐待事件数を減らすことに尽力しなければならないものではない。ただ，現在，虐待の件数に対する児童相談所の人員が少ないので，人員や予算を増やしてほしい。児童相談所が児童の一時保護をするに当たり，裁判所の関与をもう少し密にしたいとの考え方が，厚生労働省から出てきており，検討会チームが開かれているところである。

○ 児童虐待は，罪名にすると，暴行又は傷害事件になる。暴行又は傷害事件という視点で見れば，起訴しないことが多いと思われる。児童虐待を再び生じさせないように，刑事処分をどう科することがよいか考えるようにシフトしなければならない。処罰が不均衡との批判があるかもしれないが，検察庁は，批判に屈することなく，積極的に処罰を行うようにしようとしている。ただ，犯罪が親子間であることから，

親に罰金を科すと生活が苦しくなる、親の身柄拘束も生活が困ることになるので、そこをどうすべきかが悩みである。

- 虐待は、生涯にわたって影響のある深刻な問題であると思う。今回の家裁委員会のような取組を市民に対しても行う機会があればよいと思った。社会が家族に依存的であり、子育てを家族に任せ過ぎたことが、問題を大きくしているように思う。虐待に当たらないのに、通報されてしまうのではないかと心配しているお母さんがいるので、どういう取組が行われているかを市民が知ることが大事だと思う。虐待の予防として通報できることもあるだろうし、その場合、親自身も何が虐待であるか知らない人が多いので、知ることができる。もっと児童虐待に関わる仕事をしている人がいるということを広く市民が知る機会があれば良いと思った。
- 通報の件数について、顕在化していないものが表に出たものもあると思う。経済界から見ると、平成26年以降はアベノミクスの時代で景気がとても良くなっていた中で、家庭の虐待の問題が数多く生じていることに驚いている。虐待の問題は、経済と完全に逆の方向を向いている。経済が発展する一方、格差の問題が生じるなどしており、経済的な発展が児童虐待問題を解決することにはならないと思う。虐待の問題は、多くの方が気が付いて早く対応すれば、大事にならずに済むかもしれない。もっと社会的に、広く目を向けることが大事だと思う。経済界からも資金の提供をすることも必要ではないかと思った。
- 学校は、家庭の生活の中まではなかなか踏み込めないが、子ども達が、1日の中で長く生活している学校であれば、早期発見することができるので、学校が負うべき大切な役割だと思う。孤立しているお母さんが多いことが背景としてあり、貧困、格差につながってくるので、横のつながりや、社会がどう支えるか、学校も共に考えることが大切である。

## 第6 次回テーマについて

横浜家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について